彫川

発行
彫川村
責任者
村長　山田庄太郎
編集
彫川村教育委員会

全国町村長会 山田村長出席

十一月二十九日、地方自治機関破壊反対全国町村長大会が東京に於て開かれ併せて廃野川ダム工事予算に対する陳情を行うため　山田村長は十二月二十六日、郡内各町村長と共に上京　十二月二日帰村した。

旧中野小学校跡敷地 入札執行

旧中野小学校跡敷地の公売入札を十一月十八日　施行したが、価格の相違により落札に至らなかった。

「土木部長 廃野川ダム視察」

本年十月着任の　本県児玉土木部長は、南子地区視察の途次十一月十六日、廃ノ川ダム現場を視察した。

廃野川ダム建設に伴う 付替道路工事について

県道付替大谷橋から大地間一・二五キロの道路工事橋台及びセメント基礎工事が　今月はじめから着工せられた。この道路は暗やかさを増して竣工期限は来年三月末までであり、突貫工事である。大谷橋の下手（二二五米）の　間もなく竣工せられる。

なので　村外労務者も多数入りこみ　大地区

十一月　村政委員会

十一月二十日定例村政委員会を開き各種通

教育委員会 正副委員長改選

彫川村教育委員会では十二月の定例会で任期満了の正副委員長を改選した。

新委員長　香川亀次郎
〃副委員長　山内利政

建設省 西川建設専門官栄転

建設省廃ノ川工事務所　前工務課長西川専門官は十一月十八日　鳥取県の天神川工事々務所長に栄転、後任として　駿本　建設技官（前本局庁堤係長）が就任された。

火災予防週間の行事

十一月二十六日から一週間（全国的に火災予防週動）が実施された。

本村消防団は十二月一日　各分団ごとに招集を行い、一般訓練、機械　器具の手入、家庭における　煙突の検査を実施した。

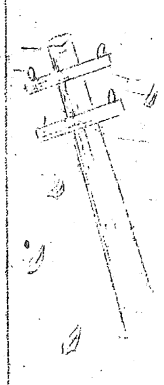

昭和三十一年度 成人式の催し

一月十五日には例年の通り「成人式」を行い、身心共に健康な成人として　祝福を踏みだす高年たち（稿の式典をあげる。

○記念品の贈呈
○記念撮影
○記念講演
○簡素な祝宴その他の催しがあり、米、小麦など婦人会があげて協力奮闘する。

村報の原稿を募集します

村政その他に対する御意見や御希望などより　この村報の編集などについての御意見をお待ちしています。

高くなった小作料 本年度から改訂

小作料法定土地調査を本年三月から行い、その結果により各筆ごとに小作料が改められたので本年度から小作料が高くなっている

小作料支払い関係者は彫川村農業委員会へ照会してから支払をしなければならない。又支払いに当り信義誠実の生じないよう注意が必要。

川上PTA連合会 総会を兼ね研究会を開く

川上地区の各校PTA会長並びに各校長は、十二月十日正山小学校に集り　総会と研究会を開いた。講師の内子高等学校長（愛媛教育振興委員）山口亀吉先生の「生徒児童の校外生活指導」

県教委青少年課長　長岡進先生の「反省すべき家庭」について夫々指導講演があり種々の意見を交換した。

定時制高校における 研究会と視察

十二月九日　定時制高校で英語、家庭科の研究会が開かれ　県教育委員会から　杉村、佐藤両指導主事が来村　懇切な指導があり　つづいて学校全体について実情をつぶさに視察され今后の定時制教育振興について懇談した。

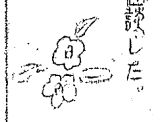

厚生から――最近の行事

十一月十七日～二十日の四日間、正山、宇和川、廃ノ川、大谷、岩谷、中津、予子林地区で第三回チフテリヤ予防注射を実施した（接種人員　四七五名）

十一月二十八日から十二月二日の五日間、松山市において　保健婦研修会が開かれ和田保健婦が受講した。

十二月七日　軒没者遺族九名は　靖国神社参拝のため出発した。

十二月十四日から十七日、十九日から二十二日の二回八日間　種痘接種並びに検診を実施する。（接種予定人員五一三）

婚姻について

婚姻届は当時者間の婚姻意思の合致が尊重となり、尚民法に於て次のような要件を定めている。

(一)当時者が婚姻適令に達していること。
(二)重婚でないこと
(三)女の再婚については禁止期間六ヶ月を経過していること。
(四)近親婚でないこと
(五)未成年者は父母の同意を得ること。

以上の要件に違反しない婚姻届が町村長に受理され　始めて正式に婚姻が成立する。

結婚式をあげ三三九度の杯をすましてお婚姻届をしないと正式な夫婦にならない。

従って内縁関係という権利のない不幸な事態が生じることがある。

以前は嫁の籍を入れるのに何年かの後、人物をよく確かめて入れるという考え方があったがこうした考え方を早く改め、結婚式と同時に婚姻届をすることが望ましく又この方法が理想である。

婚姻届があった時は戸籍法第六条の規程によりずゝ、今迄いた各々の父母の戸籍から除籍され、その夫婦について新戸籍が編成され　婚姻の事実が詳細に記載される。

ところで　この新戸籍編成にあたっては　夫と妻と　どちらの氏を名乗るかという問題が起る。

これは婚姻届をする際に夫婦で夫と妻いずれの氏にするかを必ずきめることになっている。

そうして氏を改めない方を戸籍の筆頭に、氏を改めた者を次に記載する。

以上で婚姻による新戸籍編製を終るが　新戸籍の編製は婚姻以外にも種々あるが　先ず婚姻によるものが一番多い。

そこで　婚姻届の様式記載例などは必要に応じて申し上げる。

次回は出生を予定している。

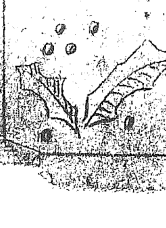

本年分所得税の改正概要

一、基礎控除の額が七万六千円（前年六万七千五百円）に引上げられた。

二、配偶者控除の額が一万五千円（前年一万円）に引下げられた。

課税所得の金額	税率	課税所得の金額	税率
改正後		改正前	
三万円以下	一五	三万円以下	一五
三万円以上	二〇	三万円以上	二〇
七万五千円以上	二五	七万円以上	二五
一三万五千円以上	三〇	一二万円以上	三〇
二五万円以上	三五	二〇万円以上	三五
四〇万円以上	四〇	三〇万円以上	四〇
六五万円以上	四五	五〇万円以上	四五
一一〇万円以上	五〇	一〇〇万円以上	五〇
二〇〇万円以上	五五	二〇〇万円以上	五五
三〇〇万円以上	六〇	三〇〇万円以上	六〇
五〇〇万円以上	六五	五〇〇万円以上	六五

三、不具者控除、老年者控除、寡婦控除及び勤労学生控除の額が一人の場合に五千円（前年四千円）、重複控除者に一万円（前年七千五百円）に引上げられ、その他の場合に五千円（前年六千円）に引上げられた。

四、配偶者特別控除の最高限度が一万三千五百円（前年一万一千円）に引上げられた。

だゞし、配偶者控除額を計算するとき、他納者が所得税額控除（最高一万一千円）を受けるべき場合に引下げられている。

従って、今後、源泉徴収所得税額控除（最高一万三千五百円）が引上げられるにとゞまる。

五、給与所得控除の最高限度が五万二千五百円（前年度四万五千円）に引上げられた。

六、今年分配当所得から配当控除の額が二〇分の一から一〇分の一に引下げられた。

七、配当所得に対する所得税の最高限度が一〇万円（前年六万五千円）に引上げられた。

八、利子所得について本年一月一日以後一年三月三十一日までの間に支払を受けるものについては、所得税課税は行わない。

外国人の所得税について

すでに新聞紙上で報道されている通り、昭和二十四年度より、農業所得者、農業所得者、農業者、漁業者、商業者、工業者、鉱業者、労働者、及び勤労学生、寡婦、未亡人、老年者、不具者、寡婦控除、勤労学生控除の額が一人の場合に五千円（前年四千円）、重複控除者に一万円（前年七千五百円）に引上げられ、その他の場合に五千円（前年六千円）に引上げられた。

高額所得者に対する所得税の最高限度が一万三千五百円（前年一万一千円）に引上げられた。

だゞし、配偶者控除額を計算するとき、他納者が所得税額控除（最高一万一千円）を受けるべき場合に引下げられている。

この新聞紙上で報道されている通り、昭和二十四年度より、農業所得者、農業者、漁業者、商業者、工業者、鉱業者、労働者、及び勤労学生、寡婦、未亡人、老年者、不具者、寡婦控除、勤労学生控除の額が一人の場合に五千円（前年四千円）、重複控除者に一万円（前年七千五百円）に引上げられ、その他の場合に五千円（前年六千円）に引上げられた。

高額所得者に対する所得税の最高限度が一万三千五百円（前年一万一千円）に引上げられた。

だゞし、配偶者控除額を計算するとき、他納者が所得税額控除（最高一万一千円）を受けるべき場合に引下げられている。

この新聞紙上で報道されている通り、昭和二十四年度より、農業所得者、農業者、漁業者、商業者、工業者、鉱業者、労働者、及び勤労学生、寡婦、未亡人、老年者、不具者、寡婦控除、勤労学生控除の額が一人の場合に五千円（前年四千円）、重複控除者に一万円（前年七千五百円）に引上げられ、その他の場合に五千円（前年六千円）に引上げられた。

高額所得者に対する所得税の最高限度が一万三千五百円（前年一万一千円）に引上げられた。

だゞし、配偶者控除額を計算するとき、他納者が所得税額控除（最高一万一千円）を受けるべき場合に引下げられている。

依津二千津一千和島、大谷博人舎の現況

大谷の博人舎入舎は十三日四日大雪八スニ名を出ちり、後津中学、今公民館、天津中学、今相馬市、相馬市、を記事、学校教員、校長、及び教育の学術員一般（よう意度）ことに感謝しながら全員学習を開始した。

定期約農産物の指定を受けて

農林省は十三日、昨年度産米十二の中から、高手比を含む三十一比を農産物の指定を受けたが、本村は昨年度と同様に指定を受けた。

高手比は、大和、宇和島市の二市と、村、町外十一ヶ町村で、総上比面積一三六〇ヘクタール、穀類約三〇〇トン、乳牛三千頭であり、この内、手村は、縄上比面積六〇〇町歩、穀類約一〇〇トン、乳牛九〇〇頭である。

農林省の指定の目的は、乳牛を中心として、上層の穀類、等入して、上層の穀類を主とする方、等比上、反収計画を作成して、飼料の自給度を高め、安定乳牛を育成し、農業経営を確立する。

ちなみに、

農林漁業金融公庫から、養蚕、サイロ等の建設資金が優先的に融資される。又、農産物利益金を基本とする、乳牛三〇〇頭、内、手村分は、縄上比面積六〇〇町歩、穀類約一〇〇トン、乳牛九〇〇頭である。

農林省は、昨年、計画の目的から、乳牛を中心として、同様、反収増加計画を設定している。

本村としては、今年の反収、増収、増産の基本的問題として、飼料の自給度を高め、安定乳牛育成、増産計画を進めて、農業経営を確立する。

農業経営は、農業改良、農業機械、農業資金、農業金融、農産物、農業、農業、農業